

事務連絡

令和5年10月4日

指定障害福祉サービス事業者 各位

健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長

就労系サービスの在宅支援の取扱いについて（通知）

日頃から本市の障害福祉施策に多大なる御尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、コロナ禍において就労系サービスの在宅支援を利用されていた方の、コロナ5類移行後の取扱いについて、一部事務の流れを変更いたしますので、御承知おきください。

1 変更内容

変更前：在宅支援を利用する全ての方について、サービス調整会議の承認が必要

変更後：コロナ禍（コロナ5類移行前）に在宅支援を利用していた方について、要件に該当する場合、サービス調整会議の承認は不要

※要件に該当するかどうかの確認が必要となりますので、利用者の中に在宅支援を希望する方がいる場合には、所管する区の高齢・障害課又は地区高齢・障害担当宛てに御連絡ください。

2 適用年月日

令和5年5月8日

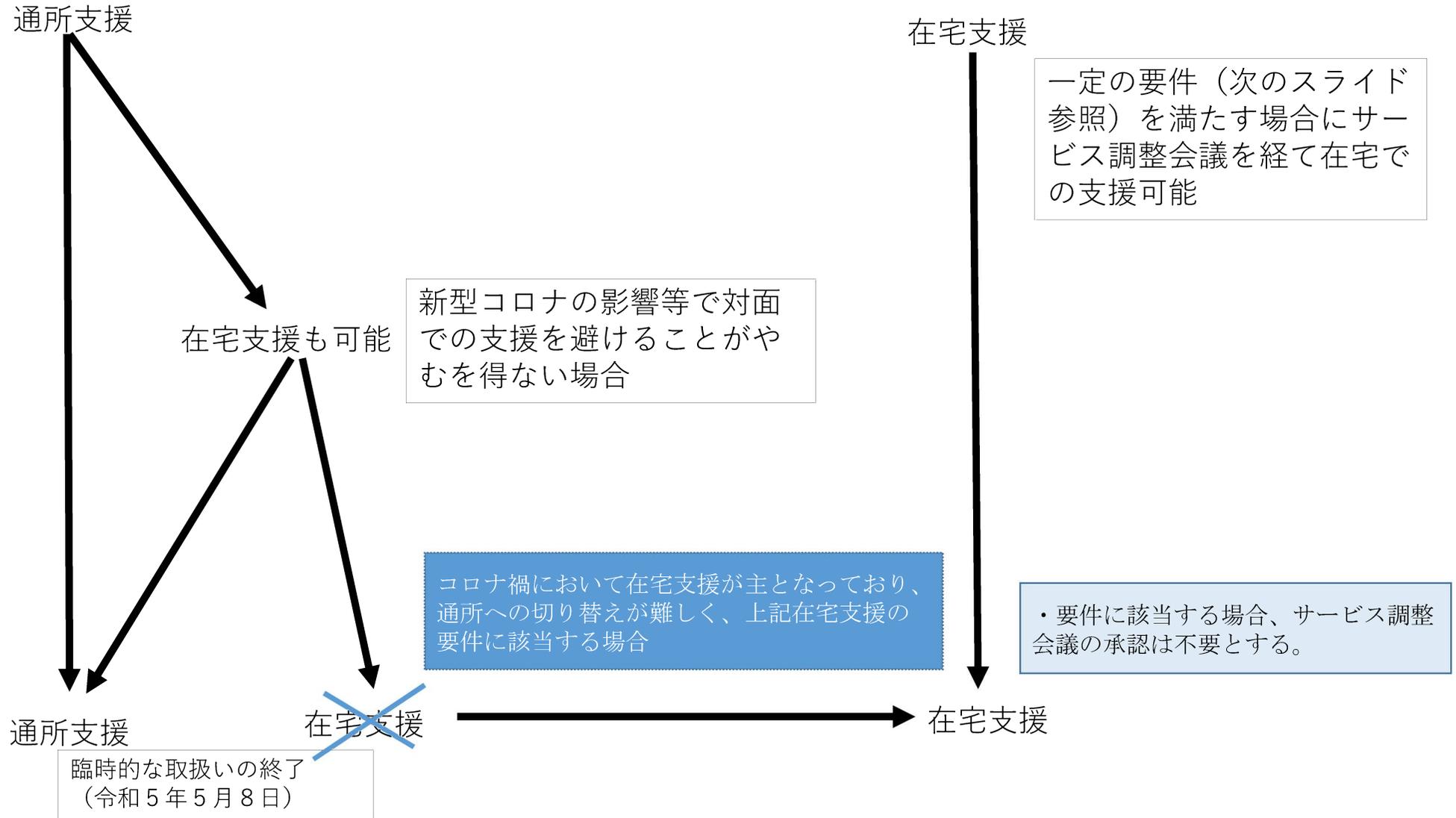
（給付担当）

内線 3 3 6 1 6

外線 2 0 0 - 0 8 7 3

メール 40syogai@city.kawasaki.jp

就労系サービスの取扱いについて



就労系サービスの在宅利用の要件

新型コロナウイルスの影響関係なく、次の要件を満たす場合は認められている。（サービス調整会議の承認必要）

- ア 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
- イ 在宅利用者の支援に当たり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。
- ウ 緊急時の対応ができること。
- エ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- オ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。
- カ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
- キ オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。